

富山地方裁判所委員会（第14回）議事概要

1 開催日時

平成22年5月17日（月）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

富山地方裁判所大会議室

3 出席者（五十音順，敬称略）

【委員】

青柳良明，岩井隆義，栗本正貴，慶徳榮喜，小室 修，柴田秀樹，西川育恵，
古金 廣，星野富一，山本公子

【説明者】

田邊民事部総括裁判官

【事務担当者】

田島民事首席書記官，中村民事訟廷管理官，永井事務局長，藤田総務課長，笠
松総務課課長補佐，田中庶務係長

4 進行次第

(1) 新任委員の紹介及びあいさつ

(2) 委員長の選任

委員の互選により，柴田委員が委員長に選任された。

(3) 議事

ア テーマ「裁判所におけるDV（ドメスティック・バイオレンス）（以下，
「DV」という。）関連事件の手續と対応について」の説明

（ア）裁判所におけるDV関連事件

a DV法に基づく保護を求める事件

b DVの問題を抱える民事・刑事及び家事事件

（イ）DV法について

- a 沿革
- b 平成13年新法について
- c 平成16年改正法について
- d 平成19年改正法について
- e 申立人と相手方
- f 事件を担当する裁判所
- g 発令要件
- h 命令の実効性の確保

(ウ) DV法に基づく保護命令手続の流れ

イ 質疑応答及び意見交換

別紙のとおり

ウ 次回テーマ

未定

エ 次回期日

平成22年11月15日(月)午後2時

(別紙)

質疑応答及び意見交換

(□委員長, ○委員, △説明者, ▲事務担当者)

1 説明事項に関する質疑応答及び意見交換

- 全国及び富山県における接近禁止命令の申立事件数はどの程度あるのでしょうか。
- ▲ 富山県内では、平成18年が18件、平成19年が24件、平成20年が22件、平成21年が22件、本年は現在まで2件です。全国では、平成18年が2759件、平成19年が2779件、平成20年が3147件、平成21年が3100件です。
- 保護命令がなされた後の夫婦は、離婚する例が多いのでしょうか。
- △ 具体的調査をしていませんが、一般的には、家庭裁判所に離婚の訴訟や調停が申し立てられ、離婚することが多いのではないかと考えられます。
- 平成13年新法当時の退去命令期間の定めが、平成16年の法改正で延長されていますが、これは、被害者がより長期間自宅に滞在できるという点を考慮したものと理解すればよいのでしょうか。
- △ 退去命令は、あくまで被害者が自宅を出て別の場所に居を構えるため、一定期間相手方の退去を求めるものであり、やむを得ない事由により、2週間では退去が困難である方のために、退去命令の期間を延長する、あるいは再度の発令申立てといった手当てがなされたものです。
- 被害者が自宅を出て別の場所で生活することを前提にすると、転居先で家賃が発生したり、子どもを抱えていれば転校を伴うなど、経済的に苦しいのではないかと思います。被害者保護を優先するのであれば、自宅の所有者が誰かという問題点はあるかもしれませんが、むしろ加害者が自宅を出て、被害者は自宅に住み続けられるという制度解釈にはなっていないのでしょうか。

△ そのような問題は制度発足当初からありましたが、相手方の居住権（生存権）がある以上、憲法で保障された権利を侵害することに対する是非の問題があったため、期間を定めて退去してもらうことになったという経緯があります。また、被害者の経済的な問題については、家庭裁判所に婚姻費用分担の申立て、あるいは離婚の訴訟や調停の申立てがなされれば、家賃を含む生活費、子の学費などについて当事者間で協議し、協議が整わないときには、裁判所が、一定の場合に、当事者双方の収入を比較検討した上で、適当と判断した金額の支払を相手方に命ずることもあります。仮に相手がこれらの金員を支払わなければ、給料差押え等の強制執行で回収する手続も確保されていますので、問題は解消することができます。

○ 接近禁止命令の再度申立ては現実にあるのでしょうか。

▲ 現実には申立てはなされています。

○ 女性の立場から述べると、6か月が満了するころになると、被害者は不安を感じるのではないかと思いますので、この期間が短いのか、それとも長いのかという疑問があります。

○ 支援センターは、富山県内に何か所あるのですか。

▲ 富山県内では、「富山県女性相談センター」という名称で、富山市婦中町宮ヶ島に1か所あります。裁判所に来庁するDV被害者の中には、同センターの職員が同行するケースも見受けられます。

○ 富山県女性相談センターは、DV被害者が宿泊させてもらうといった、駆け込み寺的な利用は可能なのですか。

□ 一時保護の利用ということになりますが、可能だと思います。

○ 肉体的な暴力行為は、写真などである程度認定できると思いますが、脅迫や精神的な暴力行為の事実はどのように認定されるのですか。

△ 脅迫や暴言については、電子メールを使っていれば受信履歴等から、電話を使っていれば留守録などから、事実を確認することができます。

- 近隣住民の証言等は, 言葉による暴力の事実を証明する証拠になるのですか。
- △ 近隣住民の証言を記載した陳述書等は, 判断資料にすることは可能です。
- 女性の立場から述べさせていただくと, 保護命令事件では, 暴力の事実に関する証拠がなければ何も救ってもらえないという印象があります。
- 身体への暴力は, 傷害を受ければ, その傷害のこん跡や診断書, 言葉の暴力は電子メールの履歴などで事実の存否を確認できます。このような証拠が全くと, 被害者が主張する前後の経緯に一貫性が認められるのであれば, 認定可能な場合はあるかもしれませんが, 困難な場合もあります。
- 保護命令申立てが却下された事例はあるのですか。
- △ 申立ての取下げを含めて, それなりにあります。
- それらは, 夫婦喧嘩等が原因で感情的になってしまって申し立てられたものですか。
- △ 暴力行為の存在を根拠づける十分な証拠がないと判断された事案と御理解ください。
- 保護命令がなされた後でも, 一定の条件があれば, 保護命令申立てを取下げできるのですか。
- △ 2か月の期間を定めて退去命令がなされたのですが, 1か月で被害者の転居が完了し, 命令を維持する必要性がなくなったような場合には, 被害者から退去命令取消しの申立てを行うことが可能です。
- 接近禁止期間について, 期間の延長や更新ではなく, 再度の申立てという形で対応しているのはなぜですか。
- 相手方からすれば, 接近禁止命令によって生活上の不便を被っていますので, 期間の延長や更新ではなく, 再度の申立てにより, 裁判所が改めて申立ての適否を審査して判断することが望ましいという趣旨です。
- 仮に, 加害者側の事情は考慮されずに審尋期日が指定された場合, 加害者側は主張書面を提出する形で対応することになると思いますが, 書面ではどうし

ても主張が舌足らずとなってしまう部分もあるかと思います。被害者側は裁判所に出向いて事情を聞いてもらえるにもかかわらず、出向けなかった加害者側は、書面による主張だけで判断されてしまうことになり、加害者側からすれば不公平感を抱くと思うのですが、その点について、裁判所はどのように考えていますか。

- 被害者作成の申立書や添付書類は、被害者の安全確保のため情報開示できない部分を除き、裁判所から相手方に送付し、反論の機会を提供しています。また、相手方が、指定された審尋期日の都合が悪く、期日の変更を求めてきた場合には、可能な限り応じることになると思います。
- △ 制度上、相手方の意見を必ず聴かなければならないというわけではなく、意見を述べる機会を提供すればよいということになっています。したがって、相手方が出頭しないから1か月も事件を放置するというわけにはいきませんので、提出期限を定めて書面審理で対応する場合があるのもやむを得ないと考えます。
- 被害者は、辛いにもかかわらず、様々な理由で保護命令の申立てに至らないケースが多いのではないかと思います。そのような方達をもっと安心して制度を活用できるよう広報を行っていただきたいと思います。
- 警察の相談室や支援センターの職員の話によれば、子どもが不利益を被るのではないかなどといった心配を抱えている被害者の相談に乗り、保護命令の説明をして申立てをサポートすることもあると聞いています。
- 弁護士の立場としては、保護命令を受けた当事者から相談を受けることはありますが、代理人弁護士が付いて申立てを行うことが比較的少ないと思います。住民票の異動を伴わない別居により身体的暴力は免れているが、電子メール等による脅迫行為は続いているので、居所は加害者に開示してほしくないというケースも見受けられると思いますが、この点については弾力的な運用がなされているのでしょうか。

- △ 居所が一時避難先か別居先かという認定はその状況によると思います。そして、今後どのような被害を受ける可能性があるのかを、提出された資料から検討し、申立てをどの程度認容するのか判断をすることになると思います。
- 保護命令は、DV法という枠の中で解決を図る制度ですが、その枠にとどまらないケースで、被害者には、DV法の枠内で解決を図るのか、「傷害」など刑事事件としての処分を求めるのかという選択肢がありますが、その選択に当たって、相談を受ける警察や支援センターは、被害者に対して適切なアドバイスをしていただきたいと思います。
- 1回の暴力だけで保護命令の申立てを行うことはできるのですか。
- △ 保護命令を発令するには、過去に暴力を受けたという要件と、今後暴力を受けて重大な危害を受けるおそれがあるという要件があり、1回だけの暴力であっても、今後も暴力を受けるおそれがあるのか、又は突発的なもので今後の暴力の恐れはないのかという点が問題となりますが、それは、周辺事情により判断することになります。
- 合理的な理由がある場合に、接近禁止がなされている加害者が、被害者と直接的又は間接的に接触することは可能なのですか。
- △ 接近禁止命令があれば、事情はどうあれ接触は禁止されるのが法の建前ですので、そのようなケースが命令の内容から除外されるとは言えません。
- 保護命令制度に三審制はあるのですか。
- △ 高等裁判所に不服申立てをすることが可能ですが、最高裁への不服申立ては、憲法違反等の特別な理由がない限りできません。
- 保護命令制度は、2度の改正を経て実効性のある制度になってきていると感じます。
- 現実問題として、支援センターが被害者に対して住居の斡旋を行うに当たり、被害者の周囲に迷惑をかけるかもしれない人物がいる点について大家の了解が必要だったため、斡旋をできなかったことがありました。そういった点の制度

の整備も必要だと思いました。

- DVは司法の力だけで解決できる問題ではないと思います。司法と行政が連絡を密にし、トータルに解決していくシステムの必要性を感じました。
- 行政側も、都道府県基本計画というものがあって、DVに関する様々な活動がなされています。今回お話を聞いていて、DV法だけですべての問題が解決するわけではなく、夫婦間の紛争を解決していく様々な方法の中の1つなのだなということを改めて認識しました。
- どの法律にも限界があるというのではなく、事案を問わず、DV事件が同じ解決方法にたどり着き、しっかりと解決が図られるような方法を模索してほしいと思います。
- 保護命令がどの程度遵守されているのか、保護命令違反の事案があるのかといった情報がないため、DV法の実効性がどの程度あるのか国民には分かりにくいということもあると思いますので、そのような情報を明確にしていく必要があると思います。また、富山県や全国における活用の実態を把握し、活用が遅れていれば促進する工夫をしなければならないと思います。いずれにしても、まだ検討課題が多い制度なのではないかと感じました。
- 富山県内でも保護命令に違反した加害者が、逮捕・勾留され、罰金刑に処せられた事案もあり、警察も保護命令違反には関心を持っていると思われます。
- △ 他県の裁判所と比較すると、富山県は保護命令事件が比較的少ないと感じますが、DVの実態としてどうなのかはわかりません。
- 各種統計データでは、富山県は、全国の100分の1の数値になるという話をよく聞きます。その意味では普通かなと思います。いずれにしろ、DVについては、今後、支援の面を考えていかなければならないと思います。